

令和5年3月22日

新潟市建設工事入札参加者 各位

新潟市 都市政策部 技術管理課

総合評価方式における「ボランティア活動」の実績の取扱いについて（周知）

総合評価方式の試行につきまして、日頃からご理解・ご協力いただきましてありがとうございます。

総合評価方式の評価項目の1つである「ボランティア活動」につきましては、定期的に継続している、又は今後定期的な活動を予定しているボランティア活動を評価の対象としており、ボランティア活動の継続年数に応じて配点が異なる評価基準となっています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響から例年活動しているボランティア活動が中止、又は参加を見送り、継続的な活動が出来ない場合が想定されたため、**令和2年11月12日**に「総合評価方式における「ボランティア活動」の実績の取扱いについて（周知）」において、活動実績の取扱いをお知らせしておりました。

令和5年度の活動実績からは、この取扱いを行わないこととしましたので、お知らせいたします。

なお、今後も令和4年度までの活動実績につきましては、この取扱いは有効となります。

【参 考】

総合評価方式における「ボランティア活動」の実績の取扱いについて（令和2年11月12日）

以下の場合においては、必要な技術資料を提出することで評価の対象とします。

●評価対象となる場合

- ・新型コロナウイルス感染症の影響から例年活動しているボランティア活動が主催者の都合により中止となった場合
- ・新型コロナウイルス感染症の影響から例年参加しているボランティア活動への参加を会社として見送った場合

●技術資料として提出する資料

- ・ボランティア活動が中止となったことがわかる資料
(活動中止の回覧文や周知文の写し、活動中止を周知するHPを印刷したもの 等)

※上記資料がない、又は会社として参加を見送った場合などは、その内容を記載し、会社名・代表者名を記名押印してご提出下さい。